

中华人民共和国国务院令  
第734号

《企业名称登记管理规定》已经2020年12月14日国务院第118次常务会议修订通过，现予公布，自2021年3月1日起施行。

总 理 李克強  
2020年12月28日

企业名称登记管理规定

（1991年5月6日中华人民共和国国家工商行政管理局令第七号发布 根据2012年11月9日《国务院关于修改和废止部分行政法规的决定》第一次修订 2020年12月14日国务院第118次常务会议修订通过）

第一条 为了规范企业名称登记管理，保护企业的合法权益，维护社会经济秩序，优化营商环境，制定本规定。

第二条 县级以上人民政府市场监督管理部门（以下统称企业登记机关）负责中国境内设立企业的企业名称登记管理。

国务院市场监督管理部门主管全国企业名称登记管理工作，负责制定企业名称登记管理的具体规范。

省、自治区、直辖市人民政府市场监督管理部门负责建立本行政区域统一的企业名称申报系统和企业名称数据库，并向社会开放。

第三条 企业登记机关应当不断提升企业名称登记管理规范化、便利化水平，为企业和群众提供高效、便捷的服务。

第四条 企业只能登记一个企业名称，企业名称受法律保护。

第五条 企业名称应当使用规范汉字。民族自治地方的企业名称可以同时使用本民族自治地方通用的民族文字。

第六条 企业名称由行政区划名称、字号、行业或者经营特点、组织形式组成。跨省、自治区、

中華人民共和國國務院令  
第 734 号

《企業名稱登記管理規定》は、2020年12月14日の國務院第118回常務會議において改訂が可決されたため、ここに公布し、2021年3月1日より施行する。

総 理 李克強  
2020年12月28日

企業名稱登記管理規定

（1991年5月6日、中華人民共和國國家工商行政管理局令第七号にて公布 2012年11月9日、《國務院：一部行政法規の改定および廃止に関する決定》に基づき第一次改訂 2020年12月14日、國務院第118回常務會議にて改訂可決）

第一条 企業名稱登記管理を規範化し、企業の合法的權益を保護し、社会經濟の秩序を維持し、ビジネス環境を最適化するため、本規定を制定する。

第二条 県級以上の人民政府市場監督管理部門（以下、企業登記機關）は、中国国内に設立する企業の企業名稱登記管理の責を負う。

國務院市場監督管理部門は、全国の企業名稱登記管理業務を主管し、企業名稱登記管理の具体的な規範を制定する責を負う。

省・自治区・直轄市人民政府の市場監督管理部門は、当該行政区域の統一的な企業名稱申告システムおよび企業名稱データベースを構築し、社会に公開する責を負う。

第三条 企業登記機關は、企業名稱登記管理の規範化・利便化レベルを絶え間なく向上させ、企業および大衆に高効率・利便的なサービスを提供しなければならない。

第四条 企業は、一つの企業名稱のみを登記することができ、企業名稱は法的保護を受ける。

第五条 企業名稱は、規範に合った漢字を使用しなければならない。民族自治地方の企業名稱は、当該民族自治地方で通用する民族文字を同時に使用することができる。

第六条 企業名稱は、行政区画名・屋号・業種あるいは経営上の特徴・組織形態から構成され

<p>直辖市经营的企业，其名称可以不含行政区划名称；跨行业综合经营的企业，其名称可以不含行业或者经营特点。</p> <p>第七条 企业名称中的行政区划名称应当是企业所在地的县级以上地方行政区划名称。市辖区名称在企业名称中使用时应当同时冠以其所属的设区的市的行政区划名称。开发区、垦区等区域名称在企业名称中使用时应当与行政区划名称连用，不得单独使用。</p> <p>第八条 企业名称中的字号应当由两个以上汉字组成。 县级以上地方行政区划名称、行业或者经营特点不得作为字号，另有含义的除外。</p> <p>第九条 企业名称中的行业或者经营特点应当根据企业的主营业务和国民经济行业分类标准标明。国民经济行业分类标准中没有规定的，可以参照行业习惯或者专业文献等表述。</p> <p>第十条 企业应当根据其组织结构或者责任形式，依法在企业名称中标明组织形式。</p> <p>第十一条 企业名称不得有下列情形：</p> <p>（一）损害国家尊严或者利益；</p> <p>（二）损害社会公共利益或者妨碍社会公共秩序；</p> <p>（三）使用或者变相使用政党、党政军机关、群团组织名称及其简称、特定称谓和部队番号；</p> <p>（四）使用外国国家（地区）、国际组织名称及其通用简称、特定称谓；</p> <p>（五）含有淫秽、色情、赌博、迷信、恐怖、暴力的内容；</p> <p>（六）含有民族、种族、宗教、性别歧视的内容；</p>	<p>る。省・自治区・直轄市を跨いで経営する企業について、その名称は行政区画名を含まなくてもよい；業種を跨いで総合的に経営する企業について、その名称は業種あるいは経営上の特徴を含まなくてもよい。</p> <p>第七条 企業名称内の行政区画名は、企業の所在地の県級以上の地方行政区画名でなければならない。市が管轄する区名を企業名称内に使用する場合、所属する区を設置した市の行政区画名を同時に冠していなければならない。開発区・開拓地域などの区域名を企業名称内に使用する場合、行政区域名に続けて使用しなければならないが、単独で使用してはならない。</p> <p>第八条 企業名称内の屋号は、二つ以上の漢字から構成されなければならない。 県級以上の地方行政区画名・業種あるいは経営上の特徴を屋号としてはならないが、別の含意がある場合を除く。</p> <p>第九条 企業名称内の業種あるいは経営上の特徴は、企業の主力業務および国民経済業種分類基準に基づき表記しなければならない。国民経済業種分類基準に規定がない場合、業界慣習あるいは専門的な文献などの表記を参照することができる。</p> <p>第十条 企業は、その組織形態あるいは責任形態に基づき、法に基づき企業名称内に組織形態を表記しなければならない。</p> <p>第十一条 企業名称は、下記の状況があつてはならない：</p> <p>（一）国家の尊厳あるいは利益を損害；</p> <p>（二）社会の公共利益を損害あるいは社会の公共秩序を妨害；</p> <p>（三）政党・党/政府/軍の機関・団体組織の名称およびその略称・特定の呼称および部隊の番号を使用あるいは形を変えて使用；</p> <p>（四）外国の国家（地区）・国際組織の名称およびその通用している略称・特定の呼称を使用；</p> <p>（五）卑猥・ポルノ・賭博・迷信・テロ・暴力的な内容を含む；</p> <p>（六）民族・種族・宗教・性別の差別的な内容を含む；</p>
--	---

<p>(七) 违背公序良俗或者可能有其他不良影响；</p> <p>(八) 可能使公众受骗或者产生误解；</p> <p>(九) 法律、行政法规以及国家规定禁止的其他情形。</p> <p>第十二条 企业名称冠以“中国”、“中华”、“中央”、“全国”、“国家”等字词，应当按照有关规定从严审核，并报国务院批准。国务院市场监督管理部门负责制定具体管理办法。</p> <p>企业名称中间含有“中国”、“中华”、“全国”、“国家”等字词的，该字词应当是行业限定语。</p> <p>使用外国投资者字号的外商独资或者控股的外商投资企业，企业名称中可以含有“(中国)”字样。</p> <p>第十三条 企业分支机构名称应当冠以其所从属企业的名称，并缀以“分公司”、“分厂”、“分店”等字词。境外企业分支机构还应当在名称中标明该企业的国籍及责任形式。</p> <p>第十四条 企业集团名称应当与控股企业名称的行政区划名称、字号、行业或者经营特点一致。控股企业可以在其名称的组织形式之前使用“集团”或者“(集团)”字样。</p> <p>第十五条 有投资关系或者经过授权的企业，其名称中可以含有另一个企业的名称或者其他法人、非法人组织的名称。</p> <p>第十六条 企业名称由申请人自主申报。</p> <p>申请人可以通过企业名称申报系统或者在企业登记机关服务窗口提交有关信息和材料，对拟定的企业名称进行查询、比对和筛选，选取符合本规定要求的企业名称。</p> <p>申请人提交的信息和材料应当真实、准确、完整，并承诺因其企业名称与他人企业名称近似侵犯他人合法权益的，依法承担法律责任。</p>	<p>(七) 公序良俗に反するあるいはその他の不適切な影響をもたらす可能性がある；</p> <p>(八) 公衆が騙されるあるいは誤解を生む可能性がある；</p> <p>(九) 法律・行政法規および国家が禁止を規定するその他の状況。</p> <p>第十二条 企業名称が「中国」・「中華」・「中央」・「全国」・「国家」などの語句を冠する場合、関連規定に基づき厳格に審査し、国务院に報告して批准を受けなければならない。国务院市場監督管理部門は、具体的な管理方法を制定する責を負う。</p> <p>企業名称の中間に「中国」・「中華」・「全国」・「国家」などの語句を含める場合、当該語句は、業種限定語でなければならない。</p> <p>外国投資家の屋号を使用する外商独資あるいは持分を支配する外商投資企業について、企業名称内に「(中国)」の字句を含めることができる。</p> <p>第十三条 企業の分支機構の名称は、その所属する企業の名称を冠し、「分公司」・「分場」・「分店」などの語句を添えなければならない。国外企業の分支機構は、さらに名称内に当該企業の国籍および責任形式を表記しなければならない。</p> <p>第十四条 企業グループの名称は、持分支配する企業名称の行政区画名・屋号・業種あるいは経営上の特徴と一致していなければならない。持分支配企業は、その名称の組織形態の前に「集団」あるいは「(集団)」の字句を使用することができる。</p> <p>第十五条 投資関係がある、あるいは授權を受けた企業は、その名称に別の企業の名称あるいはその他の法人・非法人組織の名称を含めることができる。</p> <p>第十六条 企業名称は、申請者が自主的に申告する。</p> <p>申請者は、企業名称申告システム経由あるいは企業登記機関の窓口において関連情報および資料を提出し、立案する企業名称について照会・照合および選別を行い、本規定の要求に合致する企業名称を選出することができる。</p> <p>申請者が提出する情報および資料は、真実・正確・完全でなければならない、その企業名称が他人の企業名称に近似しているために他人の合法的權益を侵害する場合、法に基づき法的責任を負うことを承諾しなければならない。</p>
---	---

<p>第十七条 在同一企业登记机关，申请人拟定的企业名称中的字号不得与下列同行业或者不使用行业、经营特点表述的企业名称中的字号相同：</p> <p>（一）已经登记或者在保留期内的企业名称，有投资关系的除外；</p> <p>（二）已经注销或者变更登记未满1年的原企业名称，有投资关系或者受让企业名称的除外；</p> <p>（三）被撤销设立登记或者被撤销变更登记未满1年的原企业名称，有投资关系的除外。</p> <p>第十八条 企业登记机关对通过企业名称申报系统提交完成的企业名称予以保留，保留期为2个月。设立企业依法应当报经批准或者企业经营范围内有在登记前须经批准的项目的，保留期为1年。</p> <p>申请人应当在保留期届满前办理企业登记。</p> <p>第十九条 企业名称转让或者授权他人使用的，相关企业应当依法通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。</p> <p>第二十条 企业登记机关在办理企业登记时，发现企业名称不符合本规定的，不予登记并书面说明理由。</p> <p>企业登记机关发现已经登记的企业名称不符合本规定的，应当及时纠正。其他单位或者个人认为已经登记的企业名称不符合本规定的，可以请求企业登记机关予以纠正。</p> <p>第二十一条 企业认为其他企业名称侵犯本企业名称合法权益的，可以向人民法院起诉或者请求为涉嫌侵权企业办理登记的企业登记机关处理。</p> <p>企业登记机关受理申请后，可以进行调解；调解不成的，企业登记机关应当自受理之日起3个月内作出行政裁决。</p>	<p>第十七条 同一の企業登記機関において、申請者が立案する企業名称内の屋号は、下記の同業種あるいは業種・経営上の特徴の表記を使用していない企業名称内の屋号と同一であってはならない：</p> <p>（一）登記済あるいは保留期間内の企業名称、投資関係がある場合を除く；</p> <p>（二）抹消済あるいは変更登記から1年未満の元の企業名称、投資関係がある、あるいは企業名称を譲り受けた場合を除く；</p> <p>（三）設立登記を取り消された、あるいは変更登記を取り消されてから1年未満の元の企業名称、投資関係がある場合を除く。</p> <p>第十八条 企業登記機関は、企業名称申告システムを通じて提出が完了した企業名称を保留とし、保留期間は2ヶ月とする。企業設立が法に基づき批准を受けなければならない、あるいは企業の経営範囲内に登記前に必ず批准を受けなければならない項目が含まれている場合、保留期間は1年とする。</p> <p>申請者は、保留期間の期限到来前に企業登記を行わなければならない。</p> <p>第十九条 企業名称の譲渡あるいは授権を通じて他人が使用する場合、関連企業は、法に基づき国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。</p> <p>第二十条 企業登記機関は、企業の登記を取り扱う際、企業名称が本規定に合致しないことを発見した場合、登記せず、書面にて理由を説明する。</p> <p>企業登記機関は、登記済の企業名称が本規定に合致しないことを発見した場合、遅滞なく是正しなければならない。その他の単位あるいは個人は、登記済の企業名称が本規定に合致しないと考える場合、企業登記機関に是正するよう求めることができる。</p> <p>第二十一条 企業は、その他の企業名称が当該企業名称の合法的権益を侵害すると考える場合、人民法院に起訴あるいは権利侵害の嫌疑がある企業の登記を扱った企業登記機関に処理を求めることができる。</p> <p>企業登記機関は、申請の受理後、仲裁を行うことができる；仲裁が合意に至らなかった場合、企業登記機関は、受理日より3ヶ月以内に行政裁決を下さなければならない。</p>
--	---

<p>第二十二條 利用企业名称实施不正当竞争等行为的，依照有关法律、行政法规的规定处理。</p> <p>第二十三條 使用企业名称应当遵守法律法规，诚实守信，不得损害他人合法权益。</p> <p>人民法院或者企业登记机关依法认定企业名称应当停止使用的，企业应当自收到人民法院生效的法律文书或者企业登记机关的处理决定之日起30日内办理企业名称变更登记。名称变更前，由企业登记机关以统一社会信用代码代替其名称。企业逾期未办理变更登记的，企业登记机关将其列入经营异常名录；完成变更登记后，企业登记机关将其移出经营异常名录。</p> <p>第二十四條 申请人登记或者使用企业名称违反本规定的，依照企业登记相关法律、行政法规的规定予以处罚。</p> <p>企业登记机关对不符合本规定的企业名称予以登记，或者对符合本规定的企业名称不予登记的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予行政处分。</p> <p>第二十五條 农民专业合作社和个体工商户的名称登记管理，参照本规定执行。</p> <p>第二十六條 本规定自2021年3月1日起施行。</p>	<p>第二十二條 企業名称を利用して不正競争などの行為を実施した場合、関連法律・行政法規の規定に基づき処理する。</p> <p>第二十三條 企業名称の使用は、法律・法規を遵守し、信義則・約束遵守を果たさなければならない。他人の合法的權益を損害してはならない。</p> <p>人民法院あるいは企業登記機関が法に基づき企業名称を使用停止すべきであると認定した場合、企業は、人民法院の有効な法的文書を受領あるいは企業登記機関の処理決定日より30日以内に企業名称変更登記を行わなければならない。名称变更前、企業登記機関は、统一社会信用代码をその名称の代わりとする。企業が期限を過ぎても変更登記を行っていない場合、企業登記機関は、当該企業を経営異常名簿に追加する；変更登記の完了後、企業登記機関は、当該企業を経営異常名簿から外す。</p> <p>第二十四條 申請者の企業名称登記あるいは使用が本規定に違反する場合、企業登記に関わる法律・行政法規の規定に基づき処罰する。</p> <p>企業登記機関が本規定に合致しない企業名称を登記した、あるいは本規定に合致する企業名称を登記しない場合、直接の責を負う主管者およびその他の直接の責任者に対して法に基づき行政処分を与える。</p> <p>第二十五條 農民專業合作社および個人事業者の名称登記管理は、本規定を参照して執行する。</p> <p>第二十六條 本規定は、2021年3月1日より施行する。</p>
---	---